

北上市みどりの基本計画



令和3年3月
北上市

はじめに



私たちのまち北上市は、都市と田園や里山、自然が並存し、互いにその魅力を補完し合い、恵まれた環境を有しているまちです。

そして、このような環境を支え、私たちの日常生活に彩りを添えているのが、豊かなみどりであり、その代表例である公園の植栽や街路樹の季節ごとの彩り、河川や山林の雄大さ、田畑や手入れされた里山の美しさなどは、市民にとって大切な財産であり、未来により良い形で残していくべき資産です。

本市では、平成26年に北上市都市計画マスタープラン及び北上市みどりの基本計画を策定し、都市計画マスタープランの将来都市像である「あじさい都市きたかみ」を目指し、そのまちづくりの一端を担う「みどり」に関する諸施策について、市民・企業・行政等の協働により取り組んできたところです。

計画策定から6年余りが経過し、市民意識やライフスタイルの多様化など、社会情勢が大きく変化する中で、「みどり」には潤いある暮らしや快適なまちづくりの基盤として、ますますその重要性が認識されています。また、樹木等の老木化、公園の老朽化など、みどりに関わる各分野にも変化が見られ、将来に向けて対策が求められています。

このような中、新たに策定した計画により、次世代にみどり豊かな生活環境を継承していくなど、活き活きと持続的に発展するまちづくりに積極的に取り組む所存です。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提言を賜りました北上市みどりのまちづくり審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査などに御協力いただきました多くの市民や関係機関・団体の皆様に対して、心より御礼申し上げます。

令和3年3月

北上市長

高橋 敏彦

目次

第1章 みどりの基本計画について

1-1	みどりの基本計画	P2
1-2	計画策定の背景	P2
1-3	計画の位置づけ	P2
1-4	計画の枠組み	P3
1-5	みどりの定義と計画の対象	P5
1-6	みどりの機能	P6

第2章 みどりの現状と今後の方向性

2-1	私たちのまちの豊かなみどり	P8
2-2	旧計画の振り返りと市民の意見	P10
2-3	今後のみどりの方向性	P15

第3章 基本理念と基本方針

3-1	計画理念	P18
3-2	基本方針	P19
3-3	目標水準	P20

第4章 推進施策

4-1	施策の体系	P21
4-2	施策の内容	P22

第5章 公園緑地等の保全

5-1	公園施設の管理	P27
5-2	公園樹木の管理	P29
5-3	市民との協働による管理・運営	P29

第6章 みどりの連携

6-1	ゾーン別の現況と代表的なみどり	P30
6-2	みどりの連携	P31
6-3	緑化推進重点地区	P32

第7章 計画の推進に向けて

7-1	計画の推進体制	P34
7-2	計画の進化管理	P34

資料編

資料編	P35
-----	-----



第1章 みどりの基本計画について

1-1 みどりの基本計画

「みどりの基本計画」は、市町村が緑地の保全及び緑化の目標、施策などを定める計画です。この計画は、都市公園やその他の公園の整備のみならず、道路など公共施設の緑化や、住民や企業の緑化活動など民有地における緑地の保全や緑化、さらには市全体における緑化や緑地の保全に関する方針や考え方も含めた、北上市のみどり全般に関するマスタープランとして策定します。

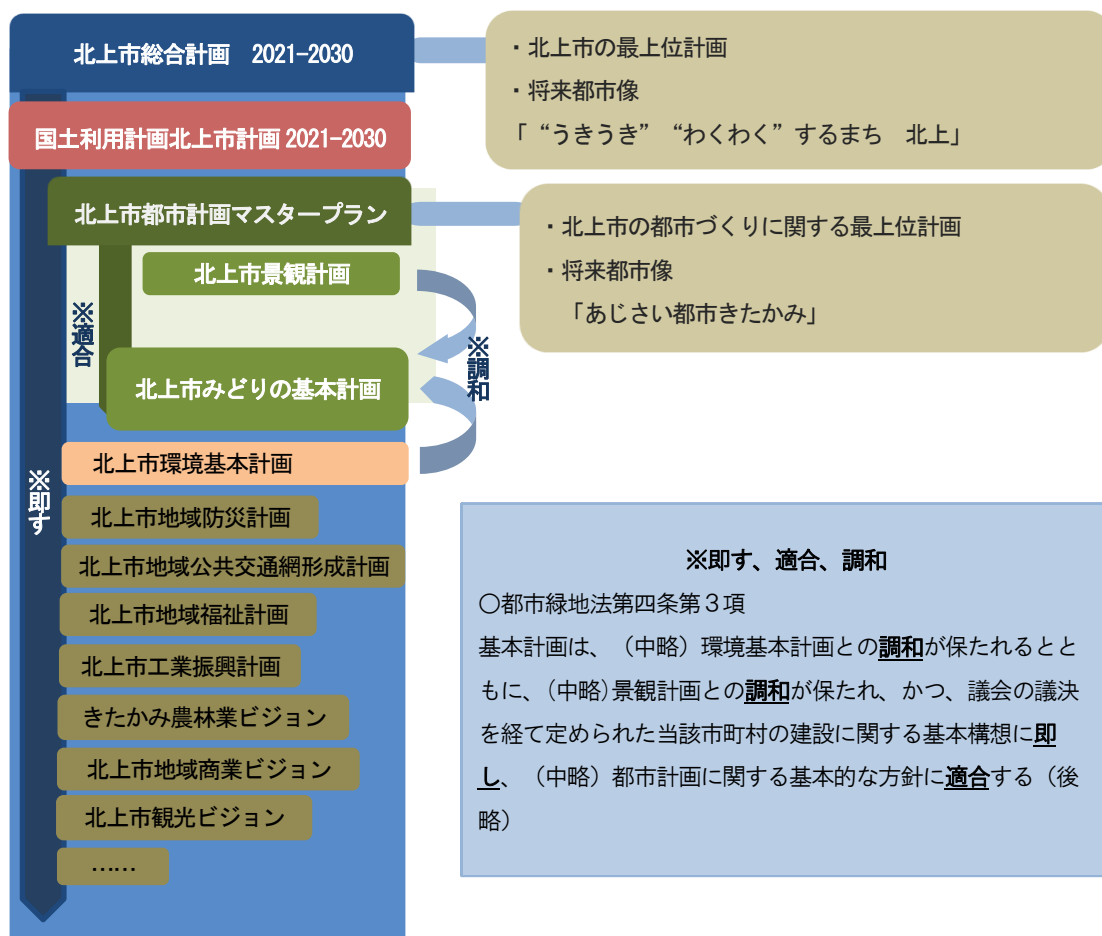
1-2 計画策定の背景

都市のみどりは、環境及び景観の形成、防災、余暇空間の確保等、多様な機能を持っています。なお、人口減少や少子高齢化の進行、市民のニーズの多様化など、近年大きく変化しているみどりを取り巻く環境を受けて、このような様々な課題に対応し、都市における良好な生活環境を形成するために、みどりの基本計画の策定が必要となりました。今後は、様々な課題に対応していくために、こうしたみどりの多様な機能を、これまで以上に活用していくことが求められております。

1-3 計画の位置づけ

この計画は、都市緑地法に規定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」（第4条第1項）及び北上市みどりのまちづくり条例に規定する「みどりの推進計画」（第6条）としての位置づけを持ち、主にこれらの法令が規定する様々な制度を取扱います。

図表1 上位計画、関連計画との関係





1-4 計画の枠組み

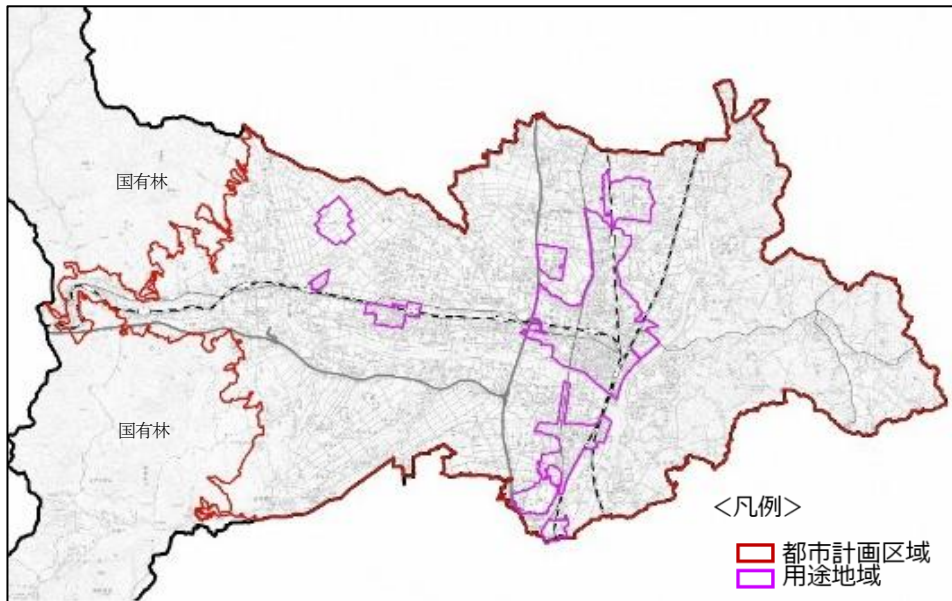
1-4-1 計画期間

計画期間は令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間とします。

また、より大きな状況の変化があった場合には、必要に応じ見直すこととします。

1-4-2 計画対象区域

対象区域は、市の行政区域の中において、都市計画区域を対象とします。（この計画の対象とする区域は、国有林を除く市域全域とします。）



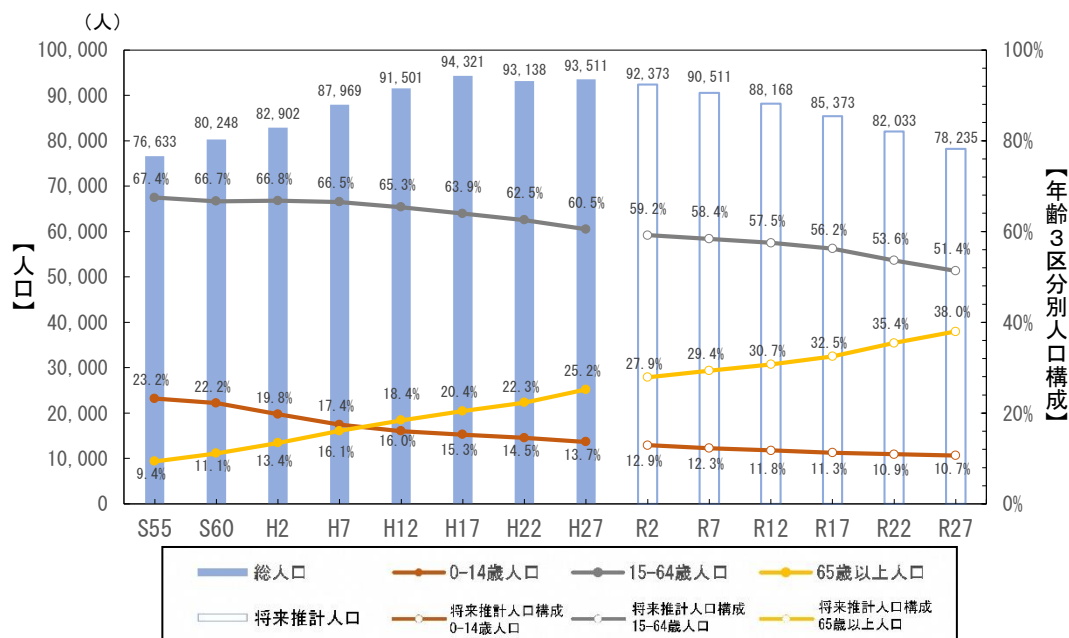
図表2 都市計画区域図
(資料：都市計画マスタープラン)



1-4-3 人口フレーム

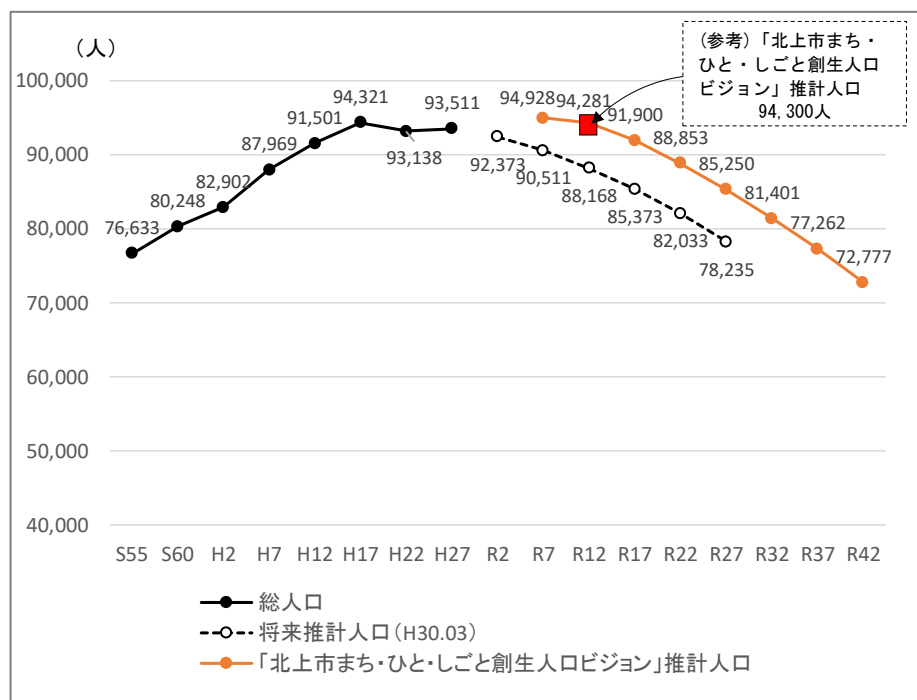
国勢調査による市の人口はこれまで増加傾向が続いていましたが、平成22年は前回調査を下回る93,138人となり、平成27年にはほぼ横ばいの93,511人となりました。国立社会保障・人口問題研究所が行っている将来人口推計によると、今後、人口減少や高齢化が進行すると予測されています。

こうした変動の可能性を考慮しつつ、人口減少の中でも住みよいまちづくりを目指すため、人口フレームは都市計画マスタープランと同じ94,300人と設定します。



図表3 総人口・年齢3区分別人口の推移

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」



図表4 将来推計人口

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」



1-5 みどりの定義と計画の対象

北上市みどりの基本計画は、自然物、営造物を問わず、樹木や草花などの植物が構成要素となる樹林地、草地、水辺地、岩石地などの一団の緑地、公園・道路などの公共施設、建築物の敷地に設置される緑地や緑化施設等を対象として策定し、これらを広く「みどり」と呼びます。



図表5 みどりの対象図

※なお、市域における国有林のみ、計画対象のみどりには含みません。



1-6 みどりの機能

みどりは、多様な機能を持っており、私たちの日常生活においても大きな役割を担っています。また、ひとつが単一の機能を担っているのではなく、それぞれが複数の関連する機能＝価値を持っています。みどりの持つ機能の多面性を認識し、それぞれの機能を保全し、最大限活かすことが大切です。

みどりの機能【主要機能】

緑の適切な配置による良好な街並みの形成	緑陰の提供、気温の緩和、大気汚染の改善	省エネルギー化 (屋内外の気温の調節)
災害時の避難場所	延焼の遅延や防止	流出量の調整・洪水の予防
生物の生育環境	教養、文化活動等様々な余暇活動の場	子供の健全な育成の場・競技スポーツ健康運動の場
行楽・観光の拠点	都市景観に潤いと秩序を与える	休養・休息の場

図表6 公園緑地の効果

資料：公園緑地マニュアル平成24年度版 一般社団法人日本公園緑地協会



「みどり」に関する各種目標、計画等について

持続可能な開発目標(SDGs)との関係

持続可能な開発目標 (SDGs) は、2015年の国連サミットで採択された持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。当該目標は、17のゴール・169のターゲットから構成され、本計画と関連性が高い目標としては、主に以下の3項目が挙げられます。



資料：国連広報センター

グリーンインフラの概念

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取り組みです。今後、国も推進していくものとしています。

本計画においても、施策を展開していく際には、グリーンインフラの考え方を踏まえて取り組んでいきます。

資料：国土交通省

北上市環境基本計画との関係

北上市環境基本計画では、省エネルギーの推進・再生可能エネルギー導入促進により温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化による気候変動の緩和に努めるとしています。

なお、本計画では、みどりを構成する樹木等が二酸化炭素を吸収し、地球の気温の上昇を抑制することにより、気候変動の緩和に貢献し、相互に補完し合う関係となっています。



第2章 みどりの現状と今後の方向性

2-1 私たちのまちの豊かなみどり

2-1-1 多様な地形と気象条件に育まれた自然

北上市では、多様な地形と気象条件によって、地域によって様相を変える様々な自然景観が見られます。

西部地域では、一千メートルを超える標高を持つ奥羽山脈の山々が連なります。西部地域の気候は寒冷で雪が多く、日本海型の気候特性を示します。奥羽の山々に降った雨は、夏油川や和賀川となって市域を南北に流れる北上川に注ぎ込みます。

中央部では、北上川・和賀川が形成する沖積平野や尻平川・夏油川の扇状地が広がり、また東部地域は、稲瀬火山岩からなるなだらかな丘陵地が形成され、北上山系へ続いています。中央部と東部はともに年較差の大きい内陸性気候を示します。中央部の平坦地にぽつりと現れる飯豊森（えんでもり）、飛勢森（とばせもり）などの山（独立丘）は、東部丘陵地の地層が顔を出したものです。

市域における森林面積の割合は、実に約5割を占めます。

2-1-2 生活の近くにあるみどり

北上川や和賀川沿いには、何層にもわたる河岸段丘が形成され、河岸段丘の下には「清水（すず）」と呼ばれる湧水が多く見られます。特に和賀川の北側の段丘崖では長沼地区から下江釣子、北鬼柳、鍛冶町、幸町にかけて多くの湧水群が見られ、これらの「清水」は生活用水として、今なお地域の人々に利用されています。

田や畑は市域の2割を占め、主に中央部の低地・扇状地に広がっています。これらは、季節を通じて色を変える農村の風景を形作っています。開けた農地では、風が強く吹くため家の周囲に「いぐね」と言われるスギを中心とした屋敷林を植え込むことがあります。これは農家住宅に特徴的なみどりと言えます。

一方、中央部には住宅地やオフィスが立地し、公園や街路樹、オフィスや住宅の庭の中のみどりが存在感を増します。家々や事業所では、外構部や庭の小さなスペースを活かし、植栽や草花を植え込んでいます。

飯豊森（えんでもり）



清水（すず）





2-1-3 中心的なみどり

現在、本市には都市公園が128箇所整備され、総面積は約166ha（令和元年度現在）となっており、私たちの身近な生活において、やすらぎと潤いを与えています。

また、北上川左岸の展勝地における約2キロメートルにわたり配置された桜並木は、「和賀展勝地計画案」構想をもとに、大正10年に植樹された歴史ある並木で、広域観光、近隣観光の資源として無二の存在となっています。さらに、これらの豊かな水と緑は、ほ乳類、昆虫類、は虫類、鳥類、魚類などの多様な生物の生息の場となっています。

北上川沿いの展勝地



展勝地の桜並木





2-2 旧計画の振り返りと市民の意見

2-2-1 旧計画の目標と現状について

旧計画では、「みどりを育み、まちを育てる」という理念のもと、「豊かなみどりを守る」「公園緑地を計画的に整備し、適切に管理し、最大限活用する」「市民参画によってみどりのまち育てを進める」「街なかや道路沿いの見えるみどりを生み出す」などの方針によって、緑地の保全と緑化の推進のための施策を位置付けました。また、目標としては、都市公園面積や緑視率に関する項目が掲げられました。

市はこれまで、都市公園の整備や、市民協働による「みどりのまち育て」を進めてきた結果、旧計画が掲げる目標中、都市公園の整備と人口に対する都市公園供給量の目標値は達成し、行政庁舎等の緑視率は目標に向かって順調に推移していない現状にあります。

今後は、「量的」なものを意識した取り組みではなく、「質的」なものを意識した取り組みのもとで、公園等の新規整備から既存施設の維持保全に重点を置くとともに、引き続き、みどりの多様な活用によるみどりの創出を目指す必要があります。

項目	内容
基本理念	みどりを育み、まちを育てる
基本方針	1 豊かなみどりを守る 2 公園緑地を計画的に整備し、適切に管理し、最大限活用する 3 市民参画によってみどりのまち育てを進める 4 街なかや道路沿いの見えるみどりを生み出す
人口フレーム	90,000 人

図表 7 旧計画の概要

旧計画目標項目	平成 26 年現況	令和元年現況	令和元年時点目標	達成度
都市公園の整備(供用)面積	124 ha	166 ha	146 ha	113.7%
人口に対する都市公園供給量	13.401 m ² /人	17.989 m ² /人	16 m ² /人	112.4%
行政庁舎等の緑視率	24%	25%	30%	83.3%

図表 8 旧計画の目標の達成状況



2-2-2 市民の意見

ここでは、市民意識調査及び市のみどりに関するアンケートの内容について取り上げます。

(1)市民意識調査結果

当該調査は、市の行っている施策について、市民が感じている満足度及び重要度を定期的に把握し、今後の施策の方向性を検討する基礎資料とするとともに、行政評価や事業企画等に活用し、行政サービスの改善につなげることを目的に実施しているものです。

今回の内容は、平成 30 年度に実施したアンケート調査による結果です。

当該調査において、みどりに関連する項目を含む「快適な居住環境の形成」の分野の評価については、特にも満足度が 3.91 点（前回値 4.08 点）であり、全体の施策順位においても 12 位（前回値 6 位）となっており、前回調査時よりも満足度は低下していることが分かります。

（※満足度は 6 点満点で評価したものであり、全体順位は 31 項目中の順位です。）

項目	全体値	前回値	差	全体順位	前回値	補足
満足度	3.91	4.08	-0.17	12 位/31 位	6 位	本施策の満足度を 6 点満点で評価したもの
重要度	4.69	4.51	0.18	16 位/31 位	17 位	本施策の満足度を 6 点満点で評価したもの
改善需要度	0.77	0.43	0.35	14 位/31 位	22 位	重要度から満足度を引いた差
優先度	6.8%	6.5%	0.3%	12 位/31 位	13 位	本施策を優先度上位 3 つに選んだ人の割合

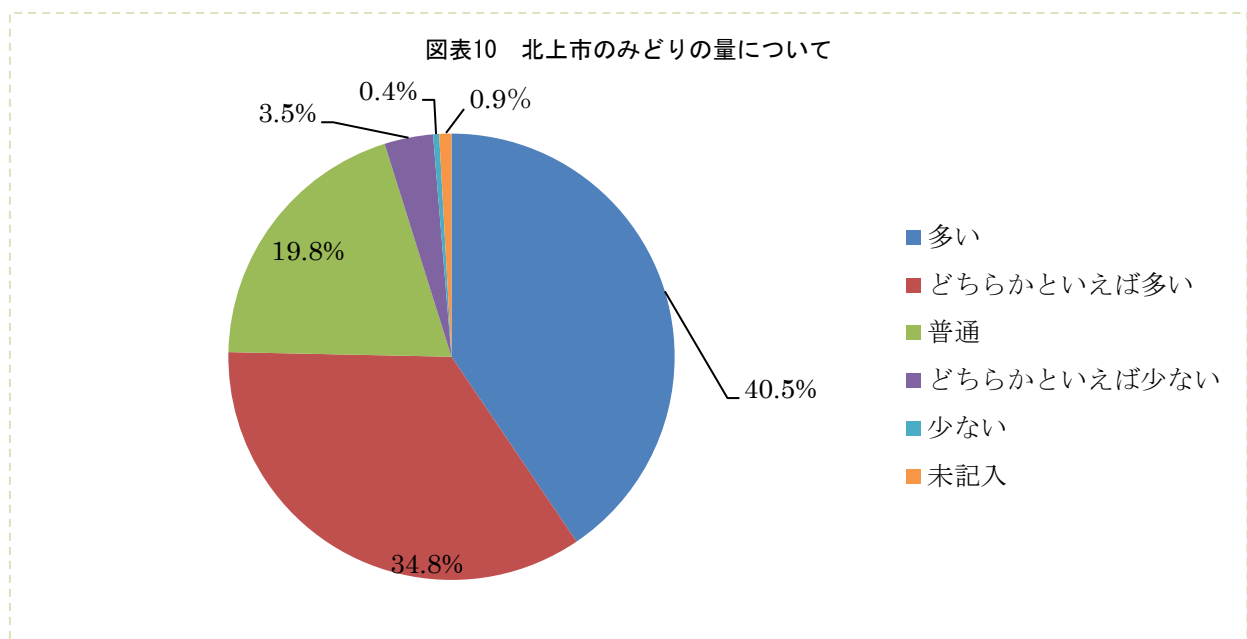
図表 9 施策全体の評価 資料：平成 30 年度北上市市民意識調査

(2)市のみどりに関するアンケート結果

本計画の策定にあたり、北上市内の 165 企業及び団体、公園利用者 106 名にアンケート調査を実施しました。（詳細は資料編を参照）なお、当該調査における結果では、次のような傾向がみられます。

①北上市のみどりの量について

市民が感じるみどりの総量については、「多い」が 40.5%と最も多く、「どちらかといえば多い」も 34.8%となっており、「多い」、「どちらかといえば多い」で全体の 7 割を超えており、日頃からみどり豊かさを実感していることが伺えます。

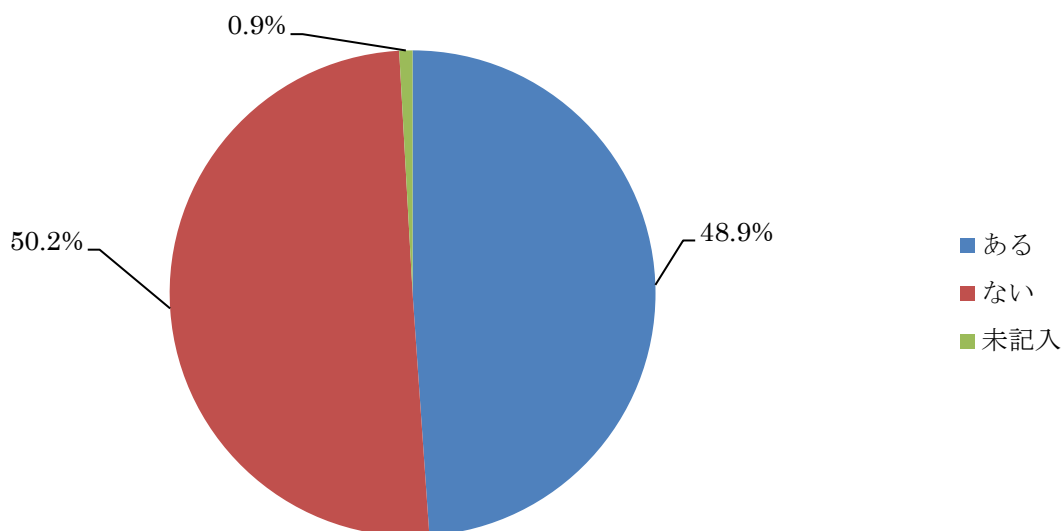




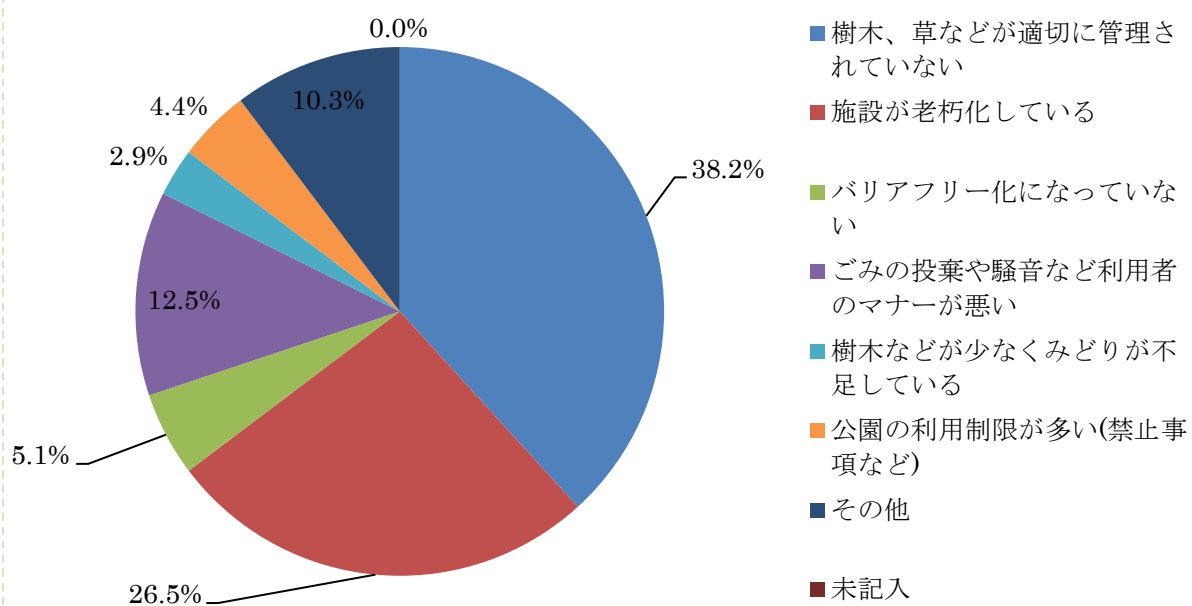
②公園について

公園における課題について、「ある」が 48.9%となっており、約半数が課題を感じていることが分かります。また、その課題としては、「樹木、草などが適切に管理されていない」が 38.2%と最も多く、次いで「施設が老朽化している」が 26.5%となっており、施設の管理と老朽化への対策が課題となっていることが伺えます。

図表11 課題の有無について



図表12 課題の内容について

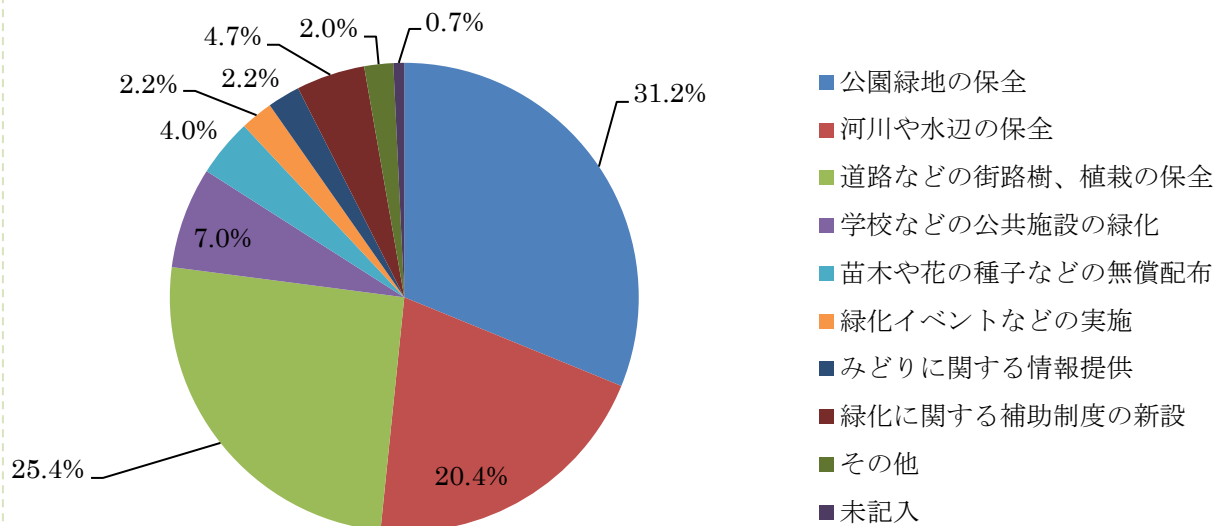




③将来に向けた市の取り組みについて

市が、将来に向けて重点的に進める必要があると感じる取り組みとしては、「公園緑地の保全」が31.2%と最も多く、次いで「道路などの街路樹、植栽の保全」が25.4%となっており、日常の生活環境に密接しているみどりの関連施設の保全を重要視していることが伺えます。

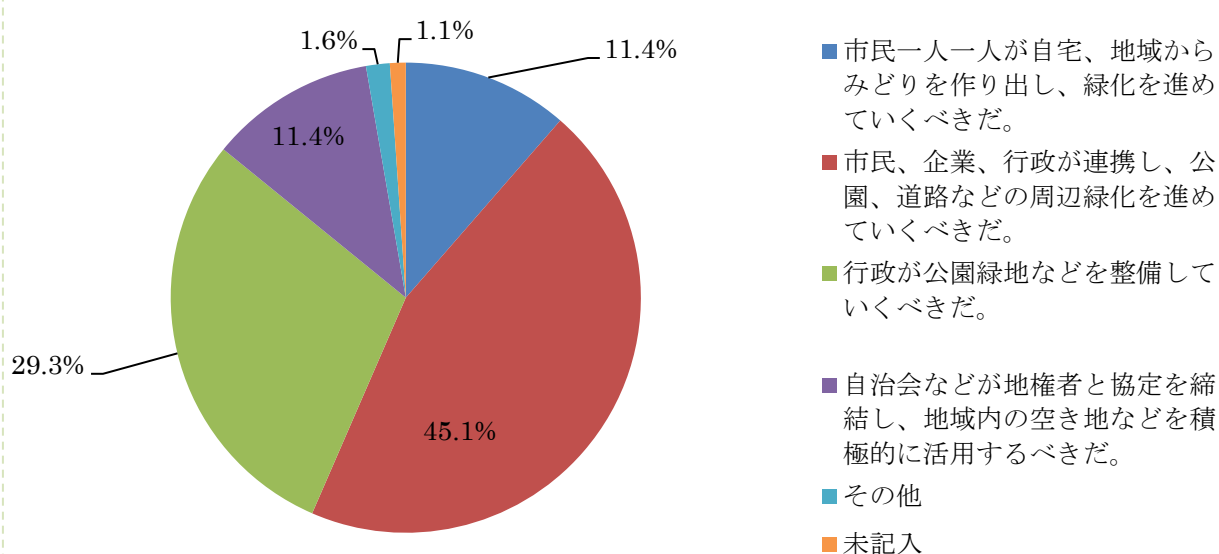
図表13 将来に向けた市の取り組みについて



④今後の緑化への取り組み方について

今後、緑化に取り組む体制については、「市民、企業、行政が連携し、公園、道路などの周辺緑化を進めていくべきだ」が45.1%となっており、緑化に取り組むうえで、様々な立場の人たちが協力し合う体制を望む意見が多いことが伺えます。

図表14 今後の緑化への取り組み方について





⑤みどりに関する意見

■公園施設の老朽化について

- ・「施設の老朽化による安全上の不安や不便さ」を訴える意見があり、子供たちを含め利用者が安全、安心に過ごすことができるような利用環境の維持保全について関心が高いことが伺えます。

■公園樹木について

- ・「樹木が大木となったことにより、周辺施設が破損した」といった意見もあり、園内樹木の巨木化、老木化が進行しており、周辺部への被害も表面化していることが伺えます。

■街路樹について

- ・「街路樹の枝葉の伸長による視界不良及び害虫発生や落葉処理への不満」といった意見があり、公園樹木に限らず、街路樹も同様の問題が発生していることが伺えます。

■公園整備について

- ・「未整備の状態になっている公園がある」と指摘する意見があり、現状からの改善、早期の公園整備が求められていることが伺えます。

■取り組む体制について

- ・「将来に向けて、行政が市民に働きかけて、市民一人ひとりが作り育てていける体制」を求める意見があり、携わる人たちへの支援の必要性が伺えます。

■取り組み内容について

- ・「公園スタンプラリー等のみどりに親しむイベントを通じた市民の参画、交流」を提案する意見もあり、さまざまな分野、視点からの緑化を考えていく必要があることが伺えます。

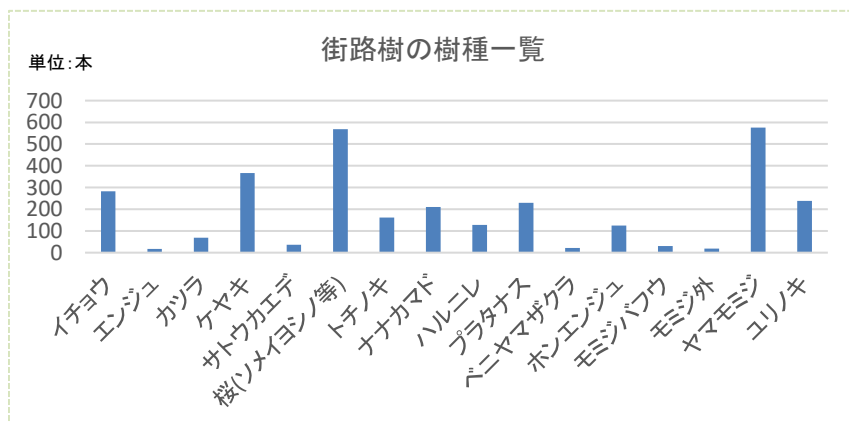
■情報発信について

- ・「公園利用者への除草時期などの告知」を要望する意見もあり、快適な利用環境を提供するためには、細やかな情報提供が必要となってきたことが伺えます。

市の街路樹

街路樹は、道路法の「道路の附属物」として位置付けられており、都市の景観向上や緑陰形成、防災等の様々な機能を有しているグリーンインフラです。

北上市の市道の街路樹は、35 路線に 3,083 本(令和元年度現在)があり、近年は、植栽されてから数十年が経過していることから、安全性や快適な通行の確保に関わる諸問題が出てきている状態です。



図表 15 街路樹の樹種比較表



街路樹



2-3 今後のみどりの方向性

社会情勢の変化や市のみどりを取り巻く現状などを踏まえ、以下のようなみどりの方向性が必要になっています。

(1)公園等の施設の維持保全【維持保全】

人口減少・少子高齢化が進行する中で、社会保障費の増加などに伴い義務的経費は年々増加しており、公共施設の維持管理に活用できる経営資源は減少傾向にあります。そのような厳しい財政事情の下で、施設の適切な維持管理を行っていくことが重要な課題となってきました。なお、新たに長期的な視点による長寿命化対策を含めた維持保全の考え方が必要になっています。

(2)公園等の整備と緑化推進【整備、創出】

今後、施設の維持管理が重要な課題となってくる中においても、必要不可欠な公園等の整備を行うとともに、多様な実施主体や様々な制度による緑化政策の推進が求められています。

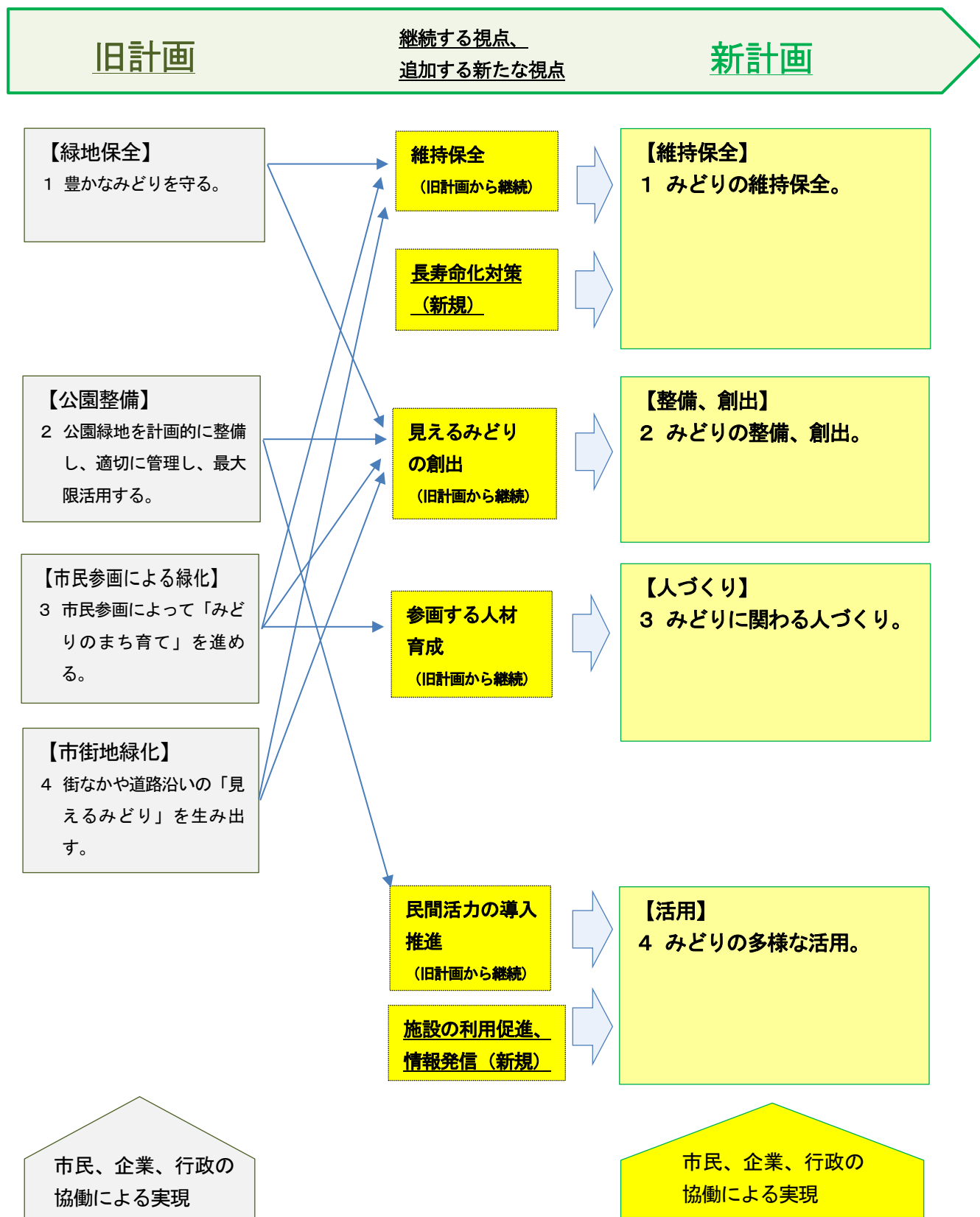
(3)公園等の維持保全、緑化推進に携わる人材の育成【人づくり】

将来にわたり、豊かなみどりを形成していくためには、そのみどりの維持管理を行う人、緑化を行う人の存在は欠かすことはできません。長期的な視点で考えた場合に、みどりに携わる人たちを育成、支援していくことが必要となります。

(4)施設、制度、取り組みなどの多様な活用【活用】

現代社会におけるレクリエーション活動の多様化なども踏まえて、新たにより多くの人にみどりに関すること、ものに目を向けてもらい、興味を持ってもらうための創意工夫が必要になってきています。このことから、みどりに関する既存制度の活用促進や日常生活において、みどりに触れやすく、取り入れやすい環境づくり、仕組みづくりによる施策展開が期待されます。

これらの方向性のもとで、本市にかかわる1人ひとりが豊かなみどりを守り育てることにより、みどりの持つ多様な機能が十分に発揮され、豊かな市民生活の実現につなげていくことが必要です。【市民、企業、行政の協働】

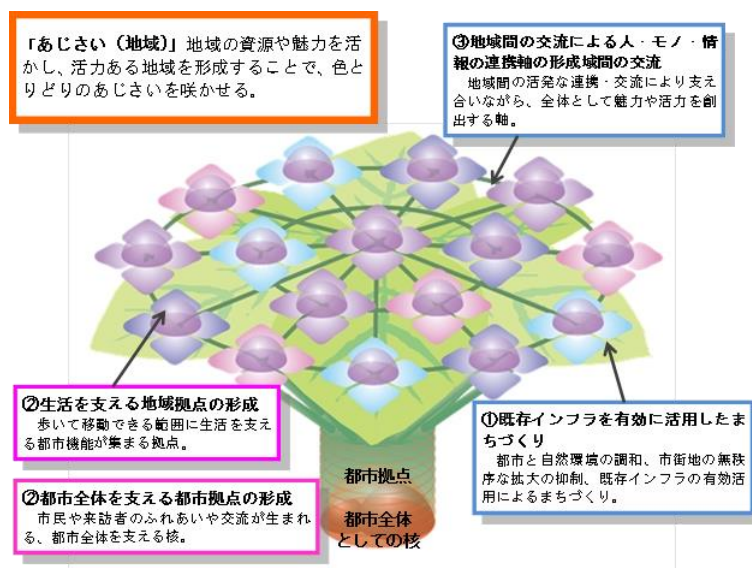


図表 16 みどりの方向性イメージ図



人口減少社会と「あじさい都市」

人口全体の減少と、少子高齢化・生産年齢人口の減少は、今後も長期的に続くことが予想されます。この2つは、地域経済の停滞要因となり、また、市の財政にとっても財源不足や経費の増加要因として大きく影響する可能性があります。一方、これまで人口の増加に合わせて拡大整備が行われてきた道路・公園・下水道などの都市基盤に対しては、経年による老朽化に対応するための修繕や更新が必要となります。こうした中、北上市都市計画マスタープランでは、将来の都市像を「あじさい都市きたかみ」と位置づけています。これは、北上市の16の地域とそこに形成されたコミュニティをあじさいの花に例え、それぞれの地域が独自の資源を生かし、活力あるものになることをイメージしたものです。「あじさい都市」は、人口減少・少子高齢化、経済・財政の縮小へ対応するため、既存インフラや地域資源の有効活用、市民・企業・行政の有機的な連携と協働によって、将来にわたって持続可能なまちづくりに取り組み、どの地域も自立して「住み続けられる」ことを目指すものです。



図表17 あじさい都市イメージ図（資料：北上市都市計画マスタープラン）



第3章 基本理念と基本方針

3-1 基本理念

市はこれまで、みどりのまち育てに向けて、多様な担い手が豊かなみどりを通じて活動し、交流することにより、「あじさい都市」づくりが促進できるように進めてきました。

今後は、社会情勢の変化により要請されるみどりの視点を取り入れつつ、より一層、市民がみどりに愛着と誇りを持ち、みどりを次世代へ継承していくことが、「あじさい都市」を基盤としたみどりのまち育てに求められております。

そのため、これまでのみどりのまち育ての理念を継承し、みどりを通じた様々な取り組みがみどりを守り育てることにより、結果としてまちが成熟度を高めるようにイメージしていくこととします。

みどりを育み、まちを育てる



男山山頂からの北上市街地の眺め



3-2 基本方針

市の基本理念の実現に向けて、以下の基本方針を定めます。

守るみどり

○みどりの維持保全を進めます。

既存施設について、長寿命化対策も含め、適切な維持保全を図ることにより、現存するみどりを守ります。

創るみどり

○みどりの整備、創出を進めます。

必要な公園整備及び市街地緑化を推進することにより、新たなみどりを創ります。

育むみどり

○みどりに関わる人づくりを進めます。

みどりの維持保全及び創出に関わる人たちの育成、支援を推進することにより、みどりを支える人材を育み、その方々の活動により、更なるみどりを育みます。

楽しむみどり

○みどりの多様な活用を進めます。

施設、制度の利用促進やみどりに関する情報発信により、みどりに興味、関心を持つ人を増やし、みどりに関わり、楽しむ人たちの輪を広げます。

実現に向けた推進施策



3-3 目標水準

(1) 守るみどり

項目	現況 令和元年度（2019年度）	将来目標 令和12年度（2030年度）
都市公園施設（遊具）の更新進捗率	0.6%（1基）	100%（全158基）

項目	現況 令和元年度（2019年度）	将来目標 令和12年度（2030年度）
保存樹木指定本数	92本	現状維持

(2) 創るみどり

項目	現況 令和元年度（2019年度）	将来目標 令和12年度（2030年度）
市民1人あたりの都市公園面積	17.99m ²	18.02m ²

項目	現況 令和元年度（2019年度）	将来目標 令和12年度（2030年度）
（仮称）グリーンシンボルロードの設定数	0箇所	3箇所

(3) 育むみどり

項目	現況 令和元年度（2019年度）	将来目標 令和12年度（2030年度）
公園管理活動団体数	86団体	現状維持

(4) 楽しむみどり

項目	現況 令和元年度（2019年度）	将来目標 令和12年度（2030年度）
公園行為の許可件数 （公園使用許可件数）	80件	96件

※1 目標水準は年度末数値

※2 (2) 創るみどりの「市民1人あたりの都市公園面積」の数値は、小数点第三位以下四捨五入



第4章 推進施策

4-1 施策の体系

基本方針を踏まえ、施策の体系を次のように定めます。

施策テーマ	具体的な施策
守るみどり	■公共空間の保全 ■民有地における保全 ■みどりの連携の保全 ■生物多様性への配慮
創るみどり	■公園緑地の適切な整備 ■公共空間におけるみどりの創出 ■民有地におけるみどりの創出
育むみどり	■みどりに関わる人材の育成 ■公園管理活動の促進 ■桜守活動への支援
楽しむみどり	■既存の公園制度の活用 ■公園の適正な利用促進 ■民間活力を活かした公園機能の充実 ■みどりに関する情報発信



4-2 施策の内容

4-2-1 守るみどり

施策のテーマ	具体的な施策
守るみどり	(1) 公共空間の保全 (2) 民有地における保全 (3) みどりの連携の保全 (4) 生物多様性への配慮

(1) 公共空間の保全

公園の樹木や街路樹などは、良好な施設環境の保持、都市景観の向上など様々な面に寄与していることから、適切な維持管理に努めます。中には、植栽されてから長い年月が経過し、老木となってしまう樹木もあることから、安全面なども考慮し、グリーンインフラの考え方を踏まえたうえで、維持管理計画や更新計画の策定による計画的な対応を進めます。

公園においては、供用開始後30年以上が経過し、施設の老朽化、機能劣化が増えていることから、北上市公園施設長寿命化計画(平成29年度策定)に基づき、施設の更新を進めます。

また、自然災害への不安が広がる中、都市の防災及び減災は重要性を増しています。北上市地域防災計画では、多くの公園が一時避難所として指定されていることから、引き続き計画的な維持管理を進めます。

なお、公園の松くい虫対策など、特に保全すべき樹林については、病虫害対策を進めます。

〔➡「公園緑地等の保全」に関しては第5章参照〕

(2) 民有地における保全

社寺の鎮守の森やいぐね等の屋敷林、湧水地などを守るために保存樹木等の指定を促進します。なお、当該みどりを多く含む、地域の景観資産に関する保全活動について啓発を図ります。

また、保存樹木の日常の維持管理活動(剪定、病虫害対策等)については、維持管理費用の一部を補助する仕組みなどにより支援を継続します。

(3) みどりの連携の保全

和賀川沿いの和賀川ふれあい広場などや北上川沿いの展勝地公園などのみどりの連続性を保持し、核となるみどりとみどりとつながり(連携)を高めることにより、良好な都市環境や動植物の生育環境を作り、維持保全を進めていきます。

〔➡「みどりの連携」に関しては第6章参照〕

(4) 生物多様性への配慮

私たちのまわりの豊かなみどりは、多くの動植物などのつながりにより保たれています。これらの多くの動植物が互いにつながり合っていることを生物多様性といいます。動植物のすみかや移動の場となる公園緑地を維持し、生物多様性に配慮することにより、豊かなみどりを守ります。



■市民や企業等の役割（取り組み方法の例示）

- ・市民は、公園などの清掃、除草、日常点検などの維持管理活動に積極的に協力します。
- ・市民は、施設を大切に使用します。
- ・市民は、枯損木、施設の損傷などの危険箇所を発見した場合には、早期に市に連絡するようにします。
- ・市民は、緑化に関するボランティア、地域活動などに積極的に参加します。
- ・市民は、景観資産にも含まれる身近な社寺の鎮守の森、いぐね等の屋敷林、湧水地などを適切に維持管理するように努めます。
- ・企業等は、地域のみどりの保全の取組みに参画し、技術提供や人員派遣を行います。
- ・企業等は、市民への緑化技術の伝達に努めます。
- ・市民、企業等は生物多様性への理解を深め、生物多様性を育む緑地等の保全に協力します。

景観資産

景観資産とは、地域住民や事業者が主体となって取り組む活動と景観資源を認定する制度です。地域の景観資源の価値を見直し、認め合うことで、景観をきっかけとしたまちづくり活動につなげ、貴重な資産として次世代へ残していくことを目指し、市では自主的な活動やルールづくりを支援します。

※主な支援等

- ①要請に応じたアドバイザーの派遣
- ②認定通知書の交付及び認定プレートの贈呈、広報、ホームページ、SNS等を活用した幅広い周知
- ③景観資産を巡る景観さんぽを開催した幅広い周知
- ④景観資産を見に行くことができる景観資産マップの作成
- ⑤認定団体への情報提供
- ⑥認定団体相互の情報交換の場の設定

景観資産の管理の様子



街路樹管理の様子



公園の除草管理の様子



公園の低木管理の様子





4-2-2 創るみどり

施策のテーマ	具体的な施策
創るみどり	(1) 公園緑地の適切な整備 (2) 公共空間におけるみどりの創出 (3) 民有地におけるみどりの創出

〔→中心市街地における「緑化推進重点地区」に関しては第6章参照〕

(1) 公園緑地の適切な整備

未整備の公園予定地(4箇所)については、地域の特性などの実情を把握したうえで、公園の整備を進めます。

また、ユニバーサルデザインの考え方に基づく施設の設置及び施設のバリアフリー化の推進に努め、安全、安心に利用できる公園を目指します。

(2) 公共空間におけるみどりの創出

市民などの緑化活動の啓発につながるように、公共施設における花壇やプランター、緑のカーテンなどの設置に努めます。北上駅周辺では、みどりの創出(シンボルツリーなど)を進めます。

また、市内の道路等において、緑化を重点的に推進する路線を設定し、(仮称)グリーンシンボルロードとして、街なかの見えるみどりの創出を進めるとともに、道路新設の際には、街路樹の植栽を進め、みどりの連携に寄与できるよう努めます。

(3) 民有地におけるみどりの創出

中心市街地においては、修景緑化事業や参加型緑化事業などにより緑化を推進するとともに、緑化促進支援制度の創設により、民有地の緑化を促す仕組みづくりを進めます。

また、緑化誘導施策として、空地を緑地など地域のオープンスペースとして活用するために、市民緑地制度(詳細は資料編を参照)やアドプト協定などの活用を促します。

■市民や企業等の役割(取り組み方法の例示)

- ・市民は、公園の整備や更新にあたっては、将来にわたり利用できる施設環境にできるように、ワークショップなどにより計画検討を行うなど、地域の課題として取り組みます。
- ・企業等は、事業所の緑化を図り、特に接道部などフロントヤードにおいて、景観に貢献する緑化を行います。
- ・市民や企業等は、花いっぱい運動等に参加するとともに、自敷地への植栽等の設置を積極的に行います。
- ・土地所有者は、空き地のオープンスペース化などの利活用を進めます。

未整備公園(整備予定の街区公園)



花いっぱい運動による花壇





4-2-3 育むみどり

施策のテーマ	具体的な施策
育むみどり	(1) みどりに関わる人材の育成 (2) 公園管理活動の促進 (3) 桜守活動への支援

(1) みどりに関わる人材の育成

公園の管理や緑化につながる活動において、地域の住民と協力し、当該活動で活躍できる人材育成、シルバー人材の活用により、持続可能なみどりの管理を目指します。

また、「みどり」に関する講習会などを開催し、子どもから大人まで幅広い年齢層の人たちの緑化に対する意識高揚を図ります。

(2) 公園管理活動の促進

平成27年度から開始した公園管理活動交付金制度に基づき、地域に密着した公園緑地の管理については、地域住民と協働により実施していきます。また、地域住民の高齢化などの実情も踏まえ、公園管理活動団体が継続的に活動を維持できるように、当該制度の中での効率的な運用方法を模索していきます。なお、専門性、危険性のある業務については、市が直轄により管理します。

(3) 桜守活動への支援

桜守活動とは、地域にある桜を地域住民で守っていく活動です。本市では、展勝地開園100周年（令和3年）を機に、市民が桜守組織の立ち上げに動き出しています。桜の名所として有名な展勝地の桜を含めた市内の桜を次世代につなげていくためにも、本市では、桜の専門家に助言や指導を依頼し、当該活動を支援していきます。

■市民や企業等の役割（取り組み方法の例示）

- ・市民は、公園管理活動や桜守活動に積極的に参加します。
- ・企業等は、市域内のみどりを保全するために、社会貢献活動を実施します。
- ・市民や企業等は、「みどり」に関する講習会などに積極的に参加します。

桜守の想定活動

①桜を守るための管理作業

- ・桜の観察、診断
- ・開花後の花びらや落ち葉の清掃
- ・桜の手入れ（植樹、根本の保護、肥料の施用、不要な枝を切る剪定作業など）

②桜に親しむための普及、啓発活動

- ・お花見マップの作成、桜の名札付け
- ・桜に関する講演会、研究会の開催

③行政との折衝、地域の合意作り

- ・桜の保護、育成のために、桜を管理する行政との折衝をする場合や、地域の合意形成を進めます。

資料：展勝地開園100周年記念事業準備委員会 さくらを守り育てる本



4-2-4 楽しむみどり

施策のテーマ	具体的な施策
楽しむみどり	(1) 既存の公園制度の活用 (2) 公園の適正な利用促進 (3) 民間活力を活かした公園機能の充実 (4) みどりに関する情報発信

(1) 既存の公園制度の活用

公園を利用したイベントの開催や撮影など、公園での行為許可制度の利用を促進し、多くの方々が公園を利用し、活用することにより、賑わいのある空間形成を進めます。

(2) 公園の適正な利用促進

社会情勢の変化の中で、公園利用者のニーズや市民の公園利用に対する意識も多様化していることから、多くの方々のニーズを反映した公園の利用を進めます。

(3) 民間活力を活かした公園機能の充実

関係法令の改正等も踏まえながら、都市公園の適切な管理や機能の充実、サービスの向上を目的に指定管理者制度の活用や公募設置管理制度(P-PFI)の活用などを進めます。(詳細は資料編を参照)

(4) みどりに関する情報発信

みどりの保全、創出に関する情報について、ホームページなどを活用して発信し、市民や事業者の意識の醸成を進めます。

■市民や企業等の役割（取り組み方法の例示）

- ・市民は、休息や憩いの場として公園などを積極的に利用します。
- ・市民は、公園を活用したイベントやスポーツを楽しみ、市民相互の交流を行います。
- ・企業等は、民間活力を投入し、公園がより市民に活用されるよう、事業参入を進めます。
- ・市民や企業等は、公園などのみどりの魅力を、積極的に様々な人たちに伝えます。

展勝地公園を利用したイベントの様子



詩歌の森公園を利用したイベントの様子





第5章 公園緑地等の保全

当該章では、推進施策の中において、特に重要な分野として「公園緑地等の保全」の内容を取り上げます。

(4-2-1守るみどりの(1)公共空間の保全に含まれる「公園緑地等の保全」について、抜粋して取り上げます。)

5-1 公園施設の管理

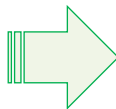
5-1-1 公園施設の管理の現状と課題

市の公園施設においては、都市公園のうち、開設から30年以上経過した公園が約3割を超えており、今後は公園施設の老朽化の進行に対して、限られた維持管理予算の中で、施設の適正な管理及び長寿命化対策が求められます。

5-1-2 公園施設の適正管理と長寿命化対策

市では、北上市公園施設長寿命化計画を平成29年度に策定し、その中で公園施設の計画的な維持管理方針を定めるとともに、施設毎の管理方針、長寿命化に向けた具体的な対策を定めています。今後は、北上市公園施設長寿命化計画に基づき、公園利用者の意見を反映しながら、計画的な施設保全を進めます。

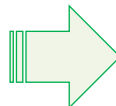
更新前の公園の遊具



更新後の公園の遊具



修繕前の公園の門柱



修繕後の公園の門柱





北上市公園施設長寿命化計画について

①公園施設長寿命化計画について

公園施設の維持管理に係る指針、改修計画を定めるものです。

②計画期間について

2018年から2027年までの10年間

③対象数

106公園

④計画方針等について

◆日常的な維持管理に関する基本方針

遊具については、年1回の定期点検を実施し、遊具以外の公園施設(予防保全のみ)も5年に1回以上は実施し、劣化損傷状況を把握することにより補修、更新を行います。

◆公園施設ごとの管理方針

当該施策については、次の2つに分類し、改修、更新を行います。

・予防保全型管理

通常の維持管理に加え、さらに手厚い管理を行い、施設の延命化を図る管理方法です。

主な対象：遊具、トイレ、四阿等

・事後保全型管理

通常の維持管理を行い、使用できなくなった際に更新するか否かを検討します。

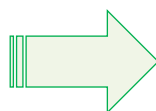
主な対象：フェンス、ベンチ

⑤計画のポイントについて

公園施設の管理手法を見直し、コストを意識した運用が必要となってきたことから、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの平準化を図るための計画です。

また、年度により改修費用に偏りが生じないように調整します。(改修費用の平準化)

更新前の公園のトイレ



更新後の公園のトイレ





5-2 公園樹木の管理

5-2-1 公園樹木の管理の現状と課題

公園樹木は植栽されてから長い年月が経過しており、近年、巨木化や老木化が進んでいる樹木が増加し、隣地への越境や枯損木化が目立つようになってきています。市の日常管理については、樹木剪定や伐採等を定期的なサイクルで実施を目指していますが、近年は限られた維持管理予算の中で、要望等がある箇所を中心に実施している状況となっています。今後は、公園樹木の巨木化、老木化への計画的な対応が求められています。

5-2-2 公園樹木の適正な管理

公園樹木が抱える諸課題を解決し、樹木が持つ本来の機能を十分に発揮し、良好な市民生活に寄与できるように適正な維持管理を進めます。そのため、公園樹木等に関する計画的なビジョンを示すために樹木維持管理計画の策定を進めます。

公園の樹木管理(剪定)の様子



公園の樹木管理(倒木処理)の様子



5-3 市民との協働による管理・運営

公園緑地は、市民生活と密着した施設であり、公園管理活動などを活用し、当該地域の住民と協力し、管理を行うことにより、より地域に親しまれる空間づくりを目指します。



第6章 みどりの連携

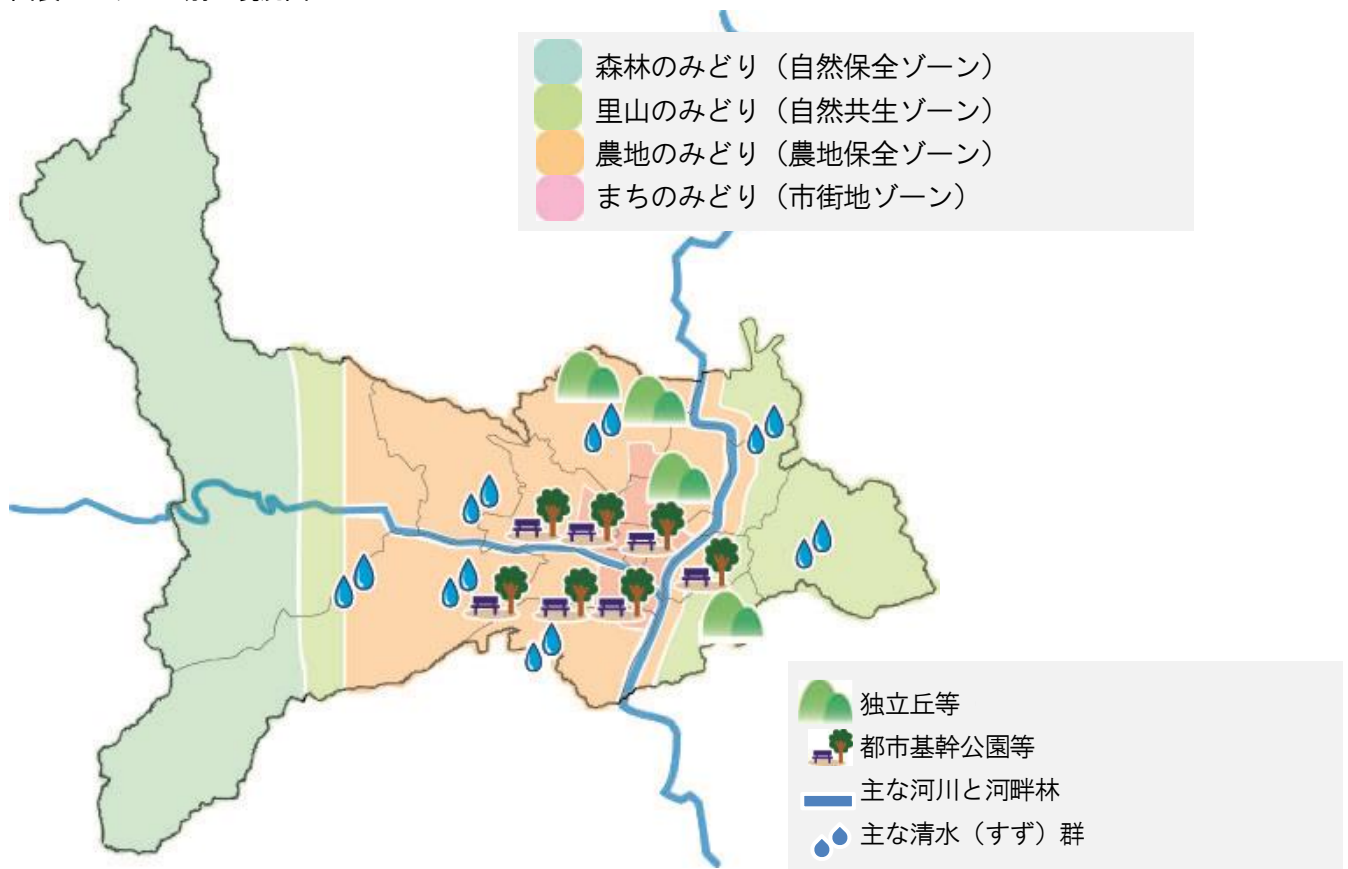
当該章では、推進施策の中において、特に重要な分野として「みどりの連携」の内容を取り上げます。

(4-2-1守るみどりの(3)みどりの連携の保全及び4-2-2創るみどりに含まれる「みどりの連携」について、抜粋して取り上げます。)

6-1 ゾーン別の現況と代表的なみどり

地勢や土地利用を含め、みどりの現況をゾーン別でイメージ化し、独立丘・都市基幹公園（総合公園や運動公園）等を落とし込んだ見取図です。各ゾーンの特性に合わせ、今あるみどりを保全し、活用していく必要があります。

図表18 ゾーン別の現況図

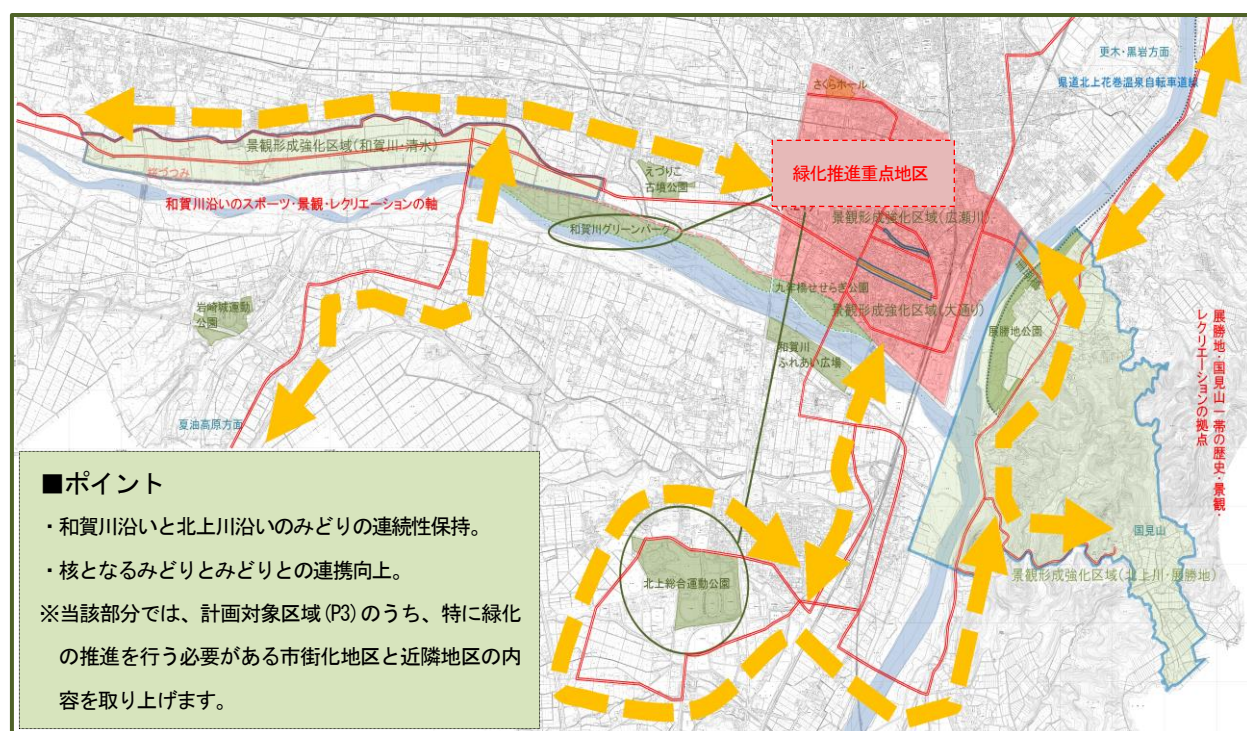




6-2 みどりの連携

和賀川沿いに連続性を持つみどりの軸線と、北上川沿いに連続性を持つみどりの拠点には、北上市を代表するみどり（清水、都市基幹公園、展勝地・国見山など）が連続性を持って集積しています。これらの代表的なみどりを巡る主要な経路（スポーツや観光のメインルート）を、まちなかを交点としてつなげ、広い地域の回遊性を生み出すよう図案化したものが下の「みどりの連携図」です。みどりを活用した施策や事業を構想する際には、これらのつながり（連携）を高め、来街者や市民が、徒歩・自転車・自動車など移動手段に関わらず、広い地域を楽しみながら巡ることができよう経路の緑化を推進し、またそれぞれの代表的なみどりが質を高め、相乗効果を持って機能するよう意図する必要があります。また、中央に位置するまちなか地区は、特に緑化の推進を行う必要がある市街化した地区として「緑化推進重点地区」（P. 32）を設定し、連携の中心として施策・事業を進めていきます。

図表19 みどりの連携図



○「和賀川沿いのスポーツ・景観・レクリエーションの軸」

……和賀川沿いの景観形成強化区域「和賀川・清水」の湧水群、遊歩道、えづりこ古墳公園、和賀川グリーンパークや九年橋せせらぎ公園などの河川敷公園、和賀川沿いの桜つつみなど、みどりが連続性を持つ帯状の軸線

○「展勝地・国見山一帯の歴史・景観・レクリエーションの拠点」

……北上川とまちなかを結ぶ珊瑚橋、北上川沿いの展勝地桜並木と展勝地公園、北上川左岸丘陵地の陣ヶ丘・みちのく民俗村・憩いの森・男山・国見山、周辺の展示施設群などのみどりが集積するエリア



6-3 緑化推進重点地区

緑化推進重点地区は、市街化によってみどりが少なく、特に緑化を推進する必要があるまちなかの地区において、本計画の理念・目標を施策や事業によって具体化し、その早期達成を目指すことを目的として設定するものです。

6-3-1 緑化推進重点地区の位置づけ

緑化推進重点地区は、都市緑地法に規定する「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」（第4条第2項第6）及び北上市みどりのまちづくり条例に規定する「みどりの推進地区」（第11条）として設定します。

6-3-2 地区の緑化の目標

本地区は、市内・市外・広域から人が集い、回遊するまちなか地区にふさわしい景観とインフラの整備グレードを確保するため、次の目標により施策・事業を行います。

- ・ まちの顔、玄関口にふさわしい緑化の推進
- ・ 誰もが使いやすく、安らぎを感じるみどりの整備

6-3-3 地区の設定と整備の方針

緑化推進重点地区は、平成25年度策定の前回計画において設定した、黒沢尻西部土地区画整理事業区域及び同地区南側から和賀川左岸の若宮町・九年橋地区までのエリア及び駅東側の川岸地区を対象として緑化推進重点地区区域として設定するものです。

同地区は、市街地における緑化事業のモデル的エリアとして事業を集中化していきます。区域北側では4つの街区公園を整備するほか、文化交流センターから詩歌の森公園につながる緑化街路の整備計画を引き続き進めます。区域中央部では、詩歌の森公園から中心市街地の商店街を結んで修景緑化事業及び緑化街路の整備事業を実施することにより、中心商業地・広瀬川せせらぎ緑道・駅前地区への歩行回遊性の維持を図ります。また、区域内では街路樹を更新し、街路の安全性と景観の向上を図るほか、緑化促進支援制度等を新設することにより緑化推進を図ります。

6-3-4 緑化推進重点地区区域における主な事業

■公園の整備

- ・ 黒沢尻西部第3号公園 約0.17ha ・ 黒沢尻西部第4号公園 約0.24ha
- ・ 黒沢尻西部第5号公園 約0.19ha ・ 黒沢尻西部第6号公園 約0.17ha

■中心商店街におけるガーデニング手法を使った緑化事業

- ・ 修景緑化事業（継続）

■街路樹の新設及び更新、北上駅周辺の緑化推進

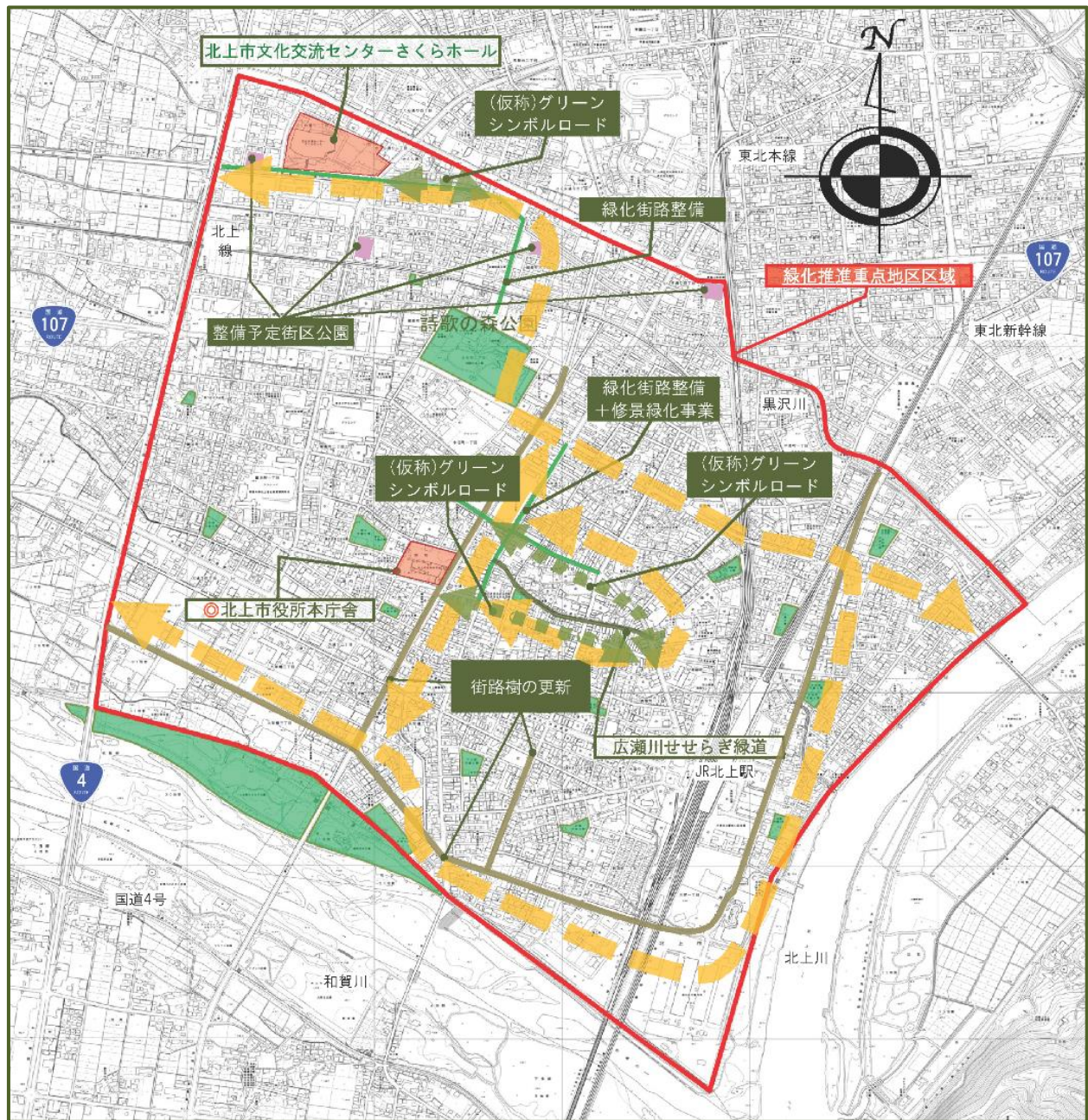
■（仮称）グリーンシンボルロードの整備推進

■詩歌の森公園～黒沢川～さくらホールをつなぐ歩行空間、緑化街路の整備計画の推進

■緑化促進支援制度の創設



図表20 緑化推進重点地区区域図（区域面積＝約390ha）



修景緑化事業の様子



修景緑化事業の様子





第7章 計画の推進に向けて

7-1 計画の推進体制

本計画を推進するにあたっては、市民・企業・行政などお互いの役割を理解したうえで、協働により「みどりのまち育て」を実現する体制づくりが求められています。

7-2 計画の進行管理

各施策を実施していくにあたり、PDCAサイクル【計画（P l a n）、実施（D o）、評価（C h e c k）、改善（A c t i o n）】により、計画に沿った進行管理を行い、社会経済情勢や施策の進捗状況に応じて計画の見直しについても実施していきます。

図表 21 PDCAサイクル模式図

